

工事名：新港ふ頭10号岸壁背後舗装工事(R4-1)

質問内容	<p>1、現場内において、防護柵工施工箇所を中心に草木類が全体的にわたり繁茂しており、着手前にその除草作業及び運搬処分費が発生するので、追加変更協議にて実施精算は出来ますか？</p> <p>2、各資材価格が上昇する場合、受注後にスライド変更等の協議は可能でしょうか？</p> <p>3、現場周辺において、資材ヤード及び作業員休憩所設置の場所提供は、可能でしょうか？</p> <p>以上、上記各項について、御教授願います。</p> <p>※スペースが足りない場合は、適宜、用紙を追加してください。</p>
------	---



(回答)

- ① 木根等処分費は設計変更対象です。
- ② 工事請負契約書及び各スライド条項運用マニュアルに基づき、協議します。
- ③ 資材ヤード及び作業員休憩所設置の場所提供については受注後、協議します。